

2026年度 事業計画

(2026. 4. 1 ~ 2027. 3. 31)

一般財団法人 少林寺拳法連盟

目 次

I 総論

II 2026年度基本方針

III 各種事業

1. 少林寺拳法の普及及び指導（組織運営、ガバナンス（組織統治）の徹底）
2. 少林寺拳法における指導者の養成
3. 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導者の派遣
4. 個人又は団体会員の承認に関すること
5. 会員に対する指導、助言
6. 少林寺拳法に関する調査、研究
7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行
8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
9. その他当法人の目的を達成する為に必要な事業

IV 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

- 【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【2】中高大学生合宿
- 【3】学生少林寺拳法連盟委員長研修会
- 【4】中学校保健体育における武道授業推進活動

2. 指導者の養成

- 【1】支部長研修会
- 【2】支部長資格認定研修会
- 【3】全国指導者研修会
- 【4】学生指導者研修会
- 【5】全国中学校武道授業推進 支援体制強化研修会
- 【6】立合評価法研修会＜立合評価法審判公認ライセンス研修会＞

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣に関する事業

- 【1】少林寺拳法全国大会
- 【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- 【3】第53回全国高等学校少林寺拳法大会
(兼 令和8年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会)
- 【4】第30回全国高等学校少林寺拳法選抜大会
- 【5】第20回全国中学生少林寺拳法大会
- 【6】各種大会

4. 個人又は団体会員の承認に関する事
5. 会員の承認及び会員に対する指導・助言
 - 【1】理事長研修会
6. 少林寺拳法の技術指導・学科指導・指導技術に関する調査・研究
7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行
 - 【1】少林寺拳法普及促進につなげ、支援・協力者（団体）を増やしていく
 - 【2】出版、デジタル広報、その他
8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
 - 【1】関係諸団体との連携
 - 【2】地域社会での協力
9. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
 - 【1】新春行事（少林寺拳法グループ）
 - 【2】宗道臣デー（月間）
 - 【3】コーチング指導者育成コース
 - 【4】ガバナンスの確保
 - 【5】日中交流（及び国際交流）事業
 - 【6】理事会
 - 【7】評議員会
 - 【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議（都道府県教区長合同会議）
 - 【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業
 - 【10】事業課活動の拡充

I 総論

当法人は、創始者宗道臣が遺した思想、技法、組織の継承と発展を大方針に置く。

◆原則

少林寺拳法創始者宗道臣の基本認識

「人、人、人、すべては人の質にある」

創始の基本方針

人間の『身心の改造』と『平和的手段による社会変革』を目指す

創始の目的

少林寺拳法による『人づくり』と『理想境建設』

◆存在意義

当法人の基本理念

「半ばは自己の幸せを 半ばは他人（ひと）の幸せを」の信念を持って行動できる「人づくり」を普及し、物心両面の幸福と平和で豊かな社会づくりに貢献する。

当法人の経営理念

「人として何が正しいか」を自らに問い、判断決断し行動すること。そして「半ばは自己の幸せを 半ばは他人の幸せを」の理念を基に、協力関係をつくり活動する。

当法人の目的

当法人は、少林寺拳法の統括団体として、少林寺拳法創始者宗道臣が創始した少林寺拳法の普及、振興を図り、もって国民の健康な心身の発達及び公益の増進に寄与することを目的とする。

当法人の公益法人化

当法人は、社会的信頼性および公益性の更なる向上を目的として、一般財団法人から公益財団法人への移行を重要な経営課題と位置づけ、現在その実現に向けた取り組みを進めている。

近年、日本社会においては毎年のように大きな課題を抱え、一部では社会問題化している。特に数年内に重大な影響が生じると言われているのが、2028年問題と言われる団塊ジュニア世代の大量退職により、労働力不足が顕著となり日本経済に大打撃が生じると予想されていることである。その影響は必然的に、日本国内の各スポーツ、武道団体の在り方を問われることに繋がってくる。

当法人においては、この環境変化をプラスに捉え、生涯修行ができる少林寺拳法の特徴を活かし、各種事業に取り組んでいく。生涯修行の中で得られる「護身練胆」「精神修養」「健康増進」の三徳が、人間の本質を良い方向に変え、それが周りに波及し理想境建設に繋がるところに、当法人が社会貢献のために存在しているといえる。また社会から必要とされる組織であり続けるために、引き続きコンプライアンス遵守、ガバナンスコード制定・遵守を実行し、健全な組

組織運営を継続していく。

また公益法人化に向けた組織整備も継続して実行し、公益法人化により一層社会から信頼される組織として、2027年創始80周年、そして90周年、100周年と存在し続けていく基盤を確立していく。

これらを含め、当法人では、上記理念に基づく全ての事業活動が「人づくり」に携わり、一般社会の公共の益のためにあることを再認識し、誇りを持って取り組んでいく。

II 2026年度基本方針

1. 2027年創始80周年を迎えるにあたり、より一層社会から信頼される組織としての在り方を追求していく。そのためにも、公益法人化に向けて必要な組織整備、安定した財政基盤の確立を継続して取り組んでいく。
2. 少林寺拳法グループの理念・目的を達成するために、当法人として組織活性化・発展に向けて、教えと技法を主とした“人づくり”を推進していく。
そのためにも、所属長（支部長）育成・養成に重きを置き取り組んでいく。
3. 社会から求められているガバナンスに基づき、関係部内においては各種規程の整備とともにそれらに基づく健全な組織運営を実行し、会員が安心して少林寺拳法を修練できる環境を継続して維持、改善していく。
4. 当法人職員全員が、全事業を通して“人づくり”に携わっていることに誇りを持ち、全事業は「徳育」であるという認識を共通のものとして一致団結して取り組んでいく。
5. 全国の指導者との対話を重んじ、協働して少林寺拳法の普及発展に取り組む。

III 各種事業

1. 少林寺拳法の普及及び指導（組織運営、ガバナンス（組織統治）の徹底）

- （1）都道府県連盟・各連盟理事長会議（対面、オンライン）
- （2）地区別理事長懇談会（オンライン）
- （3）評議員会
- （4）各種委員会
- （5）その他

2. 少林寺拳法における指導者の養成

- （1）理事長研修会
- （2）支部長研修会
- （3）支部長資格認定研修会
- （4）学生指導者研修会
- （5）地域社会少林寺拳法指導者研修会（日本武道館主催）
- （6）地方青少年武道錬成大会＜小中学生対象＞（日本武道館主催）
- （7）全国少林寺拳法指導者研修会（日本武道館主催）
- （8）立合評価法研修会＜立合評価法審判公認ライセンス研修会＞
（立合評価法推進プロジェクト委員）

3. 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導者の派遣 【各種大会】

- （1）少林寺拳法全国大会

- (2) 全国高等学校少林寺拳法大会（インターハイ）
- (3) 全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- (4) 全国中学生少林寺拳法大会
- (5) 全国高等学校少林寺拳法選抜大会
- (6) 各種大会

【講習会／研修会】

- (1) 企業新入社員研修受入れ
- (2) 学生連盟委員長研修会
- (3) 大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- (4) 中高大学生合宿（スポーツ庁委託事業）
- (5) 中学校武道授業推進 支援体制強化研修会（スポーツ庁委託事業）
- (6) その他

4. 個人又は団体会員の承認に関すること

賛助会員の特典

5. 会員に対する指導、助言

- (1) コンプライアンス研修、指導、周知等
- (2) ガバナンスの強化
- (3) 各種講習会の実施
- (4) その他、国の発令による指導、周知等

6. 少林寺拳法に関する調査、研究

- (1) 武道学会事業の推進
- (2) 日本武道学会 日本武道学会少林寺拳法専門分科会への協力・サポート
- (3) 日本武道学会 中四国支部の運営サポート
- (4) 中学校武道授業指導法研究事業（日本武道館共催）

7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

- (1) 会報発行（部内情報誌 ※2026年度は年1回の発刊とする）
- (2) 技術／教えのDVD発売（普及促進教材として）
- (3) 他誌への執筆協力及び発行
- (4) 公式ウェブサイトでの周知、発信
- (5) 少林寺拳法グループ各法人への協力
- (6) 各メディア、取材協力

8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

- (1) 日本武道協議会に関する事業
- (2) 地域活動との融合
- (3) 当法人の理念に基づいた部外講演（演武披露含む）

9. その他当法人の目的を達成する為に必要な事業

- (1) 公益法人化に向けた各種事業、組織整備
- (2) 宗道臣デー月間
- (3) 公益財団法人日本武道館共催事業
- (4) コーチング指導者育成コース
- (5) 中学校運動部活動の地域展開への対応

- (6) 他の公益法人等への寄付
- (7) 他の公益法人との合同事業
- (8) ガバナンスに基づく事業（都道府県連盟、各連盟における規程、運営細則等の改正）

IV 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

以下の事業において、昨年度の重点課題を含めながら、企画実行を行う。

【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿

- | | | | | | | |
|---|--------|---|-------|----------|---|----------|
| 1 | 期 日 | 春季 A週 | 2027年 | 2月17日（水） | ～ | 2月19日（金） |
| | | B週 | 〃 | 2月24日（水） | ～ | 2月26日（金） |
| | | C週 | 〃 | 3月 3日（水） | ～ | 3月 5日（金） |
| | | D週 | 〃 | 3月10日（水） | ～ | 3月12日（金） |
| 2 | 場 所 | 金剛禅総本山少林寺 | | | | |
| 3 | 目 的 | 少林寺拳法の技法や仲間との交流を楽しみながら、少林寺拳法が目指す5つの人づくり像を指導し、自分も他人も大切にしながら、生きる力を身につける。 | | | | |
| 4 | 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学少林寺拳法部所属の個人会員 ・18歳以上の個人会員（高校生除く） | | | | |
| 5 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長講話 (2) 各種講義（教え） (3) 技術修練（技法） (4) 鎮魂行 (5) 作務 (6) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・討議（学年別 他） ・時事に応じた特別講義 | | | | |
| 6 | 目標参加人数 | 1,200名 | | | | |

【2】中高大学生合宿

- | | | | | | |
|---|-----|--|----------|---|----------|
| 1 | 期 日 | 2026年 | 8月10日（月） | ～ | 8月12日（水） |
| 2 | 場 所 | 山梨県 小瀬スポーツ公園 武道館
〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町840番地 | | | |
| 3 | 目 的 | 少林寺拳法の技法修練を通じて学校を超えた交流を図るとともに、人づくりを主眼として学域の年長者が年少者を指導し導くことで、進学を見越したイメージを醸成させる。その中で、少林寺拳法が目指す5つの人づくり像を指導し、成功体験を通した生きる力に結び付ける。 | | | |
| 4 | 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・中学校・高校・大学少林寺拳法部所属の個人会員 ・12歳（中学生）～24歳（大学生）の個人会員 | | | |

- | | | |
|---|--------|--|
| 5 | 内 容 | (1) 会長講義
(2) 各種講義
(3) 技術修練
(4) 学科学習（討議）
(5) 鎮魂行
(6) 作務
(7) その他
・コンプライアンス講義の実施 |
| 6 | 目標参加人数 | 200名 |

【3】学生少林寺拳法連盟委員長研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2027年 1月 9日（土） ～ 1月10日（日）
※学生のテストや授業の日程によって変更の可能性あり |
| 2 | 場 所 | 少林寺拳法東京研修センター 東京都豊島区北大塚2-17-5 |
| 3 | 目 的 | (1) 学生連盟委員長及び役員に対して
・学生連盟役員（公人）としての自覚を深める
・学生連盟のあり方の確認をする
・学生連盟の運営について正しい認識を持つ
・大学少林寺拳法部の普及拡大等を検討する
・会計が適切に行えているかを確認し、不備を修正すると共に、運営状態の確認を行う
・学生連盟として適切な広報を行う為の知識を身につける
(2) 当法人として
・学生連盟との関係性を深め、各地での問題に対して連携が取れるようにする
・適正な会計管理の推進
・学生連盟活動における悩み等を傾聴し、解決もしくは今後の課題とする
・学生の現状を知り、現在の学生に対する常識の更新を行う |
| 4 | 対 象 | 各地区学生連盟常任委員 |
| 5 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 各種講義
・少林寺拳法の組織について
・知的財産と広報について
・会計処理について
・本部審判委員会より
・その他
(3) 全日本学生連盟会議
(4) 各地区会計監査
(5) その他
・コンプライアンス研修 |

【4】中学校保健体育における武道授業推進活動

- 1 目 的 スポーツ庁、日本武道協議会、一般財団法人少林寺拳法連盟、地域連盟等の協力関係により、日本の未来を担う成長多感な中学生が安全に、楽しく、効果のある武道・少林寺拳法の各種事業を実施する。ひいては、少林寺拳法を通じて、自己確立・自他共楽の考え方を広め、社会に寄与する。
- 2 目 標 創始80周年（2027年）までに現在実施校全国で100校の採択を目指す。（1都道府県当たり2校以上）
- 3 方 法 採択校増加に向けた取り組み
 - （1）指導法研究事業の開催（公益財団法人日本武道館共催）
全国指導者研修会や全国支援体制強化研修会に向けた研究事業を行う。
 - （2）全国指導者研修会の開催（公益財団法人日本武道館共催）
保健体育科教員、外部指導者に少林寺拳法授業指導者研修を行う。
 - （3）全国中学校武道推進 支援体制強化研修会の開催
 - ・各都道府県推進委員等を対象に中学校武道推進の基礎情報から授業体験、採択までのアクションプランを含めた研修を行う。
 - ・具体的には、地域コーディネーター（中学校武道推進委員）の資質向上とその役割の理解として、中学校武道必修化の意義と採択の手順、採択時の運営について理解をいただき、推進を県内に呼びかけていただく。
 - ・行政等、外部団体（都道府県推進委員が教育委員会、学校等）から要請があった時、採択に向けてのコーディネートが出来るようにする。
 - （4）地域支援体制の強化（モデル推進事業等の取り組み）
 - ・当法人と各都道府県連盟とでアクションプランや目標設定を共有したり、当法人は各都道府県連盟の要望に応じてスターターセットの共有をすることで連携を強化し、採択実現に向けた具体的な方法の提示や意見交換を行う。
 - ・各都道府県連盟においては、中学校保健体育における武道授業の指導者リストの作成、採択校の最新情報の共有、外部指導者派遣体制の構築を行う。指導者リストは地域で管理する。（毎年度の役職者報告書にて推進委員を報告する）
 - ・当法人のアンケートによる情報収集協力等、連携を強化する。
 - ・当法人では、スポーツ庁、教育委員会、日本武道館等と密な連携を図り、共催行事において効果のあるプログラムの提案や実行、その他、推進に繋がる情報交換を行う。
 - ・香川県教育委員会と当連盟の連携・連絡強化を図り、香川県内での活性化と試験的な授業プログラムの構築を図る。
- 4 結 果 （終了後のイメージ）
 - ・全国で現在実施校100校の採択を実現し、各都道府県において一定のノウハウを身に付ける。また、実施校でのアンケート調査

を行い、授業の効果や結果に対して評価をし、更なる推進に努める。

- ・各地域において少林寺拳法が知られ親しまれることで、青少年の健全育成及び近隣の道場における見学者の増加と入会希望者の増加が見込める。

5 その他

- ・これまで製作してきた「少林寺拳法指導の手引き 三訂版」及び「日武協45th 少年少女武道指導書」等、その他必要に応じて新しい書籍や映像資料の作成を行う。
- ・「中学・高校体育授業指導者資格」を発行する。
- ・スポーツ庁にて現代九武道を紹介するY o u T u b eシリーズを展開予定で、これを組織的に活用することを目指す。(制作：日本テレビ／2026年公開予定)

2. 指導者の養成

【1】支部長研修会

- | | |
|-------|---|
| 1 期 日 | 1 次 2026年 5月16日(土) ～ 5月17日(日)
2 次 2026年 5月23日(土) ～ 5月24日(日)
3 次 2026年 5月30日(土) ～ 5月31日(日)
オンライン実施予定 |
| 2 場 所 | 1次・2次 金剛禅総本山少林寺
3 次 千葉県内にて調整中 |
| 3 目 的 | 支部長・監督として当法人の活動方針を踏まえて、支部種別に応じた現状と課題、指導者に求められることを再確認するとともに振興普及に向けた体制づくりを行う。また、支部運営及び指導スキルの向上の為の共有化を行う。

1次、2次、3次は道院長講習会との合同開催となる。「道院長が支部長研修会の内容を知らない」、「支部長は道院長講習会の内容が不明」などの意見が現場からあがってきており、その解消と宗財合同で研修会を実施するメリットを軸とし、それぞれの内容を整理する。 |
| 4 対 象 | 本部役員、支部長・監督、副支部長、コーチ |
| 5 内 容 | (1) 会長講話
(2) 当法人の活動方針について
・2026年度の重点課題について
・要望、ご意見に対する取り組みについて
(3) 支部運営、指導の在り方について
(4) 指導技術の確認(指導法と少林寺拳法の在り方の確認)
(5) 討議(取り組みの成果と課題について)
(6) その他
・コンプライアンス研修 |

【2】支部長資格認定研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2026年 6月13日(土) ～ 6月14日(日)
2027年 1月30日(土) ～ 1月31日(日) |
| 2 | 場 所 | 金剛禅総本山少林寺 |
| 3 | 目 的 | 支部長・監督の使命と課題を明確にし、当法人の支部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法の修得を目指した内容の研修により、各地における振興普及の拠点となる支部の増加とその指導者の育成を目指す。 |
| 4 | 対 象 | 支部・少林寺拳法部の設立・交代希望者、副支部長希望者 |
| 5 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 指導者の心構え、姿勢の確認
(3) 技法の研修
(4) 技法指導の研修
(5) 振興普及及び安全管理、コンプライアンスの研修
(6) 支部・少林寺拳法部運営上の諸手続の研修
(7) 面接審査
(8) 技術審査
(9) 各種規則・規程及び制度（支部長として必要な事務手続き等含む） |

【3】全国指導者研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2026年 9月19日(土) ～ 9月21日(月・祝) |
| 2 | 場 所 | 千葉県勝浦市（日本武道館研修センター）
〒299-5231 千葉県勝浦市沢倉582 |
| 3 | 目 的 | 中学校武道授業の充実に向け、少林寺拳法の授業力向上に資するとともに日本全国の少林寺拳法授業指導者を養成する |
| 4 | 主 催 | 公益財団法人日本武道館・日本武道協議会・一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 対 象 | 以下の(1)～(5)のいずれかの条件を満たす者
(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の保健体育科教員で学校長が認めた者及び保健体育科を担当する指導主事
(2) 都道府県少林寺拳法連盟の推薦を受けた授業協力者（外部指導者）または各都道府県連盟の推進委員
(3) 保健体育科以外の教員
(4) 教員志望の大学生（保健体育科以外の専攻でも可）
(5) 上記以外に、主催者が参加を認めた者 |
| 6 | 内 容 | (1) 講義
・ 中学校武道（少林寺拳法）授業で伝えたいこと
・ 支援体制の強化について
・ コンプライアンスについて
(2) 講義・実技
・ 少林寺拳法のエッセンス（礼法、基本動作、基本技）
・ 模擬授業「主体的・対話的で深い学び」の体験
・ 特別支援学校の授業の実際 |

- ・非認知能力を育てる指導と評価 ～少林寺拳法の授業を通して～
- ・授業実施技
- ・技能の評価 ～グループワーク～

(3) 実習

- ・グループワーク／ポスターセッション
～少林寺拳法で教えたこと～
- ・少林寺拳法の特徴
- ・安全管理について
- ・演武組成、発表

(4) その他

- ・振り返り、質疑応答等

【4】学生指導者研修会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 東日本 2026年 7月 4日(土)
西日本 2027年 1月30日(土)～ 1月31日(日) |
| 2 | 場 所 | 東日本(未定) 西日本(金剛禅総本山少林寺) |
| 3 | 目 的 | 中高大学生を主に指導する指導者を対象に、学生指導に関わる内容に特化して実施し、指導力向上を図り、各地における振興普及の拠点となる支部の増加とその指導者の育成を目指す。 |
| 4 | 対 象 | ・中高大学生の指導現場に関わる指導者(監督・コーチ)
・指導者を志す者 |
| 5 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 指導者の心構え、姿勢の確認
(3) 技術の研修及び指導法の確認
(4) 振興普及及び安全管理、コンプライアンスの研修 |

【5】全国中学校武道授業推進 支援体制強化研修会

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 期 日 | 2027年 1月(予定)
※スポーツ庁委託事業として申請し、受託した場合に行う事業 |
| 2 | 目 的 | 当連盟は、2012年度より各都道府県2校の設置を目指し、中学校武道必修化を促進している。本研修会では、既に授業を実施した学校の採択経緯や実践事例を紹介すると共に、武道授業導入の初動対応や計画、予想される課題や不安事項について研究と質疑応答を行う。以て、各地域における武道授業導入の加速と、授業を安全かつ効果的に実施できる指導者の育成を図ることで、全国的な学校体育支援体制が強化されることを目指す。 |
| | [テーマ] | 1) 全ての都道府県で武道授業導入の足掛かりを得る
2) 先進的な取り組み事例を増やす |
| 3 | 内 容 | (1) 実践事例報告
(2) 授業体験・指導法体験等
(3) 中学校武道授業の最新情報に関わる研修等
(4) 支援体制構築・アクションプラン作成等 |

- 4 受講対象 都道府県連盟・各連盟の中学校武道授業推進委員（代理を認める）

【6】立合評価法研修会＜立合評価法審判公認ライセンス研修会＞

- 1 期 日 (年間5回) 2026年 4月5日(日)・8月23日(日)・9月27日(日)
2027年 2月7日(日)・3月14日(日)
会場：葛飾区水元総合体育館
〒125-0032 東京都葛飾区水元1丁目23-1
(年間1～2回) 審判ライセンス認定講習会 会場日程：未定
(年間4～5回) 地方開催の公認講習会 会場日程：未定
- 2 目 的 乱捕、運用法、立合評価法の変遷を理解し、技術上達のみならず、安全管理。審判スキルの向上、思想の繋がりも併せた指導者育成を行う。
- 3 内 容 技術修練・指導法、防具着用等安全管理、立合評価法審査方法、立合評価法審判公認ライセンス認定講習会を別途実施する。
- 4 対 象 個人会員かつ初段以上で高校生以上である者

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催

並びに指導員の派遣に関する事業

【1】少林寺拳法全国大会

- 1 日 時 2026年11月21日(土) ～11月22日(日)
- 2 場 所 マリンメッセ福岡A館(福岡県)
〒812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町7-1
- 3 目 的 全国から集う拳士たちをはじめ、少林寺拳法を愛する人々が一堂に会し、新たな縁を結び、これまでの縁を結び直し、先達は慈悲の心で後進を育て、若者たちはその背中を追いながら自らの成長を体現します。また、すべての参加者が互いに学び合い、励まし合い、一人ひとりが輝ける未来に向けて、「新時代に確実に対応し、進化していく少林寺拳法」の姿を、心と身体で表現・確認し合う場となることを目指す。
- 4 主 催 一般財団法人 少林寺拳法連盟
- 5 主 管 福岡県少林寺拳法連盟
- 6 対 象 一般財団法人 少林寺拳法連盟の個人会員

【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

- 1 日 時 2026年 8月 8日(土) 9:50開会(予定)
- 2 場 所 日本武道館(東京都)
- 3 目 的 少年少女会員が日頃の少林寺拳法の成果を発表し、共に学びあう。
修練の成果を大会を通じて、共に上達することを喜びとしながら、相手と楽しみ、相手と共に輝く存在となれるようにする。
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館、一般財団法人 少林寺拳法連盟
- 5 後 援 スポーツ庁、日本武道協議会 他
- 6 対 象 一般財団法人 少林寺拳法連盟の個人会員(小学生・中学生)

【3】第53回全国高等学校少林寺拳法大会

(兼 令和8年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会)

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 開 会 式 2026年 7月31日(金) 9時30分～
競 技 2026年 7月31日(金)～ 8月 2日(日) 3日間
閉 会 式 2026年 8月 2日(日) 13時45分～ |
| 2 | 場 所 | 和歌山県立橋本体育館(メインアリーナ)
〒648-0061 和歌山県橋本市北馬場455 |
| 3 | 目 的 | 個人会員(高校生)が、日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人 少林寺拳法連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟、
和歌山県、和歌山県教育委員会、橋本市、橋本市教育委員会 |
| 5 | 共 催 | 読売新聞社 |
| 6 | 主 管 | 公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部、和歌山県高等学校
体育連盟、和歌山県少林寺拳法連盟 |
| 7 | 対 象 | 一般財団法人 少林寺拳法連盟の個人会員(高校生) |

【4】第30回全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2027年 3月26日(金) ～ 3月28日(日) |
| 2 | 場 所 | シゲトーアリーナ岡山
〒700-0012 岡山県岡山市北区いずみ町2-1-3 |
| 3 | 目 的 | 本大会は、教育活動の一環として高等学校(後期中等学校を含む)生徒に
広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図る
とともに、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な
精神と肉体を育成することを目的とする。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人 少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟 |
| 5 | 対 象 | 一般財団法人 少林寺拳法連盟の個人会員(高校生) |

【5】第20回全国中学生少林寺拳法大会

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 日 | 2026年 8月21日(金)～ 8月23日(日) |
| 2 | 場 所 | 京都府立山城総合運動公園(太陽が丘体育館)
〒611-0021 京都府宇治市広野町八軒屋谷1 |
| 3 | 目 的 | 全国の中学校における少林寺拳法部員及び一般財団法人少林寺拳法連盟
所属生徒の親睦交流と技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一
般に公開して、中学生の健全な精神と肉体を育成する。 |
| 4 | 主 催 | 一般財団法人 少林寺拳法連盟 |
| 5 | 共 催 | 全国中学校少林寺拳法連盟 |
| 6 | 主 管 | 京都府少林寺拳法連盟 |
| 7 | 対 象 | 一般財団法人 少林寺拳法連盟の個人会員(中学生) |

【6】各種大会

1 期 日 2026年 4月 ～ 2027年 3月

- ① 都道府県連盟・各連盟、各地区学生連盟大会等を開催する。
- ② 各会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し合い、共に学びあう。
大会を通じて、共に上達することを喜び、拳士同士で楽しみ、相手と共に輝く存在となることで、情操教育とし人格の向上を図る。

4. 個人又は団体会員の承認に関すること

賛助会員の特典

- ・これまで季刊（年4回）郵送していた会報を年間1回の発刊へ変更
また、昨今デジタル化が進む中、先々で会報のメール配信を検討

5. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

- 1 研 修 会 事前レポート提出による研修
- 2 目 的 当法人の下部組織である都道府県連盟・各連盟の理事長としての使命と役割の確認を通じて、連盟本部との関係強化を図り、組織として統一のとれた活動による振興普及を目指す体制づくりを行う。
- 3 対 象 都道府県連盟・各連盟理事長
- 4 内 容 (1) 都道府県連盟・各連盟理事長としての使命と役割について
(2) 当法人の下部組織として都道府県連盟・各連盟の運営の在り方について
(3) 当法人の活動方針について

6. 少林寺拳法の技術指導・学科指導・指導技術に関する調査・研究

技術解析・研究を推進し、部内外を問わず普及促進に務めていく。

また特に指導者の技術力、技術、学科の指導力の向上を目指す。

1 本部委員会として実施

(1) 指導法検討（学科、修練、技術、コーチング）

時代に即した最適な指導法の研究を行うとともに、新たに必要な指導教材に関する企画、立案を継続して行う。

(2) 立合評価法

普及促進にあたり、各地区における講習会実施、レフリー育成に向けての審査講習会の企画立案を行う。今年度は、普及が進んでいない地域、地区への促進活動を強化する。

2 各種教材の企画、制作

その他、必要に応じた各指導法に関する資料、映像資料の企画・製作。

各出版社、関係企業との共同企画・出版も含む。

7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

【1】 少林寺拳法普及促進につなげ、支援・協力者（団体）を増やしていく

【2】 出版、デジタル広報、その他

8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】 関係諸団体との連携

公益財団法人日本武道館、日本武道協議会、日本武道学会、少林寺拳法振興議員連盟、公益財団法人日本スポーツ協会、一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構等については、当法人の目的に沿った関係構築が必要であり、常に検証を行ってゆく。

【2】 地域社会での協力

各地域において関係諸団体（香川事務所：青年部、東京事務所：豊島区スポーツ協会、大塚北口商栄会、北大塚伸和町会、北大塚上池袋宮新町会等）との協力連携を図る。宗道臣デー（香川事務所：多度津周辺の清掃活動、東京事務所：大塚駅周辺清掃活動、防犯パトロール他）や各種行事（香川事務所：多度津商工会議所に関わる行事、東京事務所：東京よさこい祭 in 大塚、大塚商人祭他）を通じて積極的な地域社会との交流促進を図る。

9. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】 新春行事（少林寺拳法グループ）

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2027年 1月17日（日） |
| 2 | 目 的 | 新年度の活動方針を確認し、新年を祝い、会員相互の親睦を深める。 |
| 3 | 対 象 | 本部委員、支部長、監督、会員、来賓、地元関係者 等 |
| 4 | 内 容 | 各種式典（少林寺拳法師家年頭挨拶、表彰者／認定者顕彰 等）、
新春修練会、新春のつどい（出し物、ふるまい 等） |

【2】 宗道臣デー（月間）

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 期 間 | 2026年 5月（年間） |
| 2 | 内 容 | 少林寺拳法の理念を、実践を通じて学び取ることを目的として、地域の状況に応じた社会奉仕活動を全国的に展開する。
活動内容は県連、支部・少林寺拳法部等の活動団体単位で検討する。 |

【3】 コーチング指導者育成コース

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | コース／ビジョン | 各都道府県に、豊かな人間力と高度な指導法を備えた“コーチングマイスター”が根を下ろし、指導者と指導対象者が共に学び合い、成長し続ける“安心と信頼”の文化が育まれている。 |
| 2 | 年度方針 | (1) 講師の「人間力・コーチングスキル」と「モチベーション」の向上 |

- (2) 少林寺拳法グループ内への指導法紹介とコーチングマイスター（講師）養成
- (3) 日本スポーツ協会の資格取得制度構築

3 制 度

- (1) 日本スポーツ協会が奨励する「プレイヤーズセンタード」に基づくコーチングをベースに、少林寺拳法の教えに合致した総合コーチングを学べる以下の各種コースを運営する。

コース名	修了後取得資格	内 容
コーチング 体験講座		年6回、夜間OL講座 コーチング体験講座：人を元気・やる気にさせるコツなど紹介、受講料：無料
ライトコース 1年目	コーチング アンバサダー	年20回、平日夜間OL講座、レポート提出有 コーチングの基本習得：人を元気・やる気にさせる コーチングマインド・スキル修得 受講料：33,000円（高・大学生：22,000円）
アシストコース 2年目	コーチング トレーナー	年20回、平日夜間OL講座、スキル審査有 総合コーチング修得：個人・チームの目標達成を サポートする総合コーチング力修得 受講料：77,000円（連盟会員：55,000円）
プロコース 3年目	コーチング マイスター・ コーチング講師	年20回、平日夜間OL講座、スキル審査有 コーチング公認講師実習コース：総合コーチング を活用した研修・講習会・講演講師養成 受講料：110,000円（連盟会員：77,000円）
講師力向上 心理セミナー	エグゼクティブコ ーチ・講師	5種類の講座を各1回開催、OL講座、スキル審 査有、受講資格：現役講師、参加自由 受講料：1講座（6h）4,400円

- (2) 日本スポーツ協会コーチング資格の取得

時代に応じた指導法を身に着けている証である JSP0 コーチング資格の取得を、支部長研修会・学士指導者研修会内で希望者は取得できるようにする。

- (3) 地域・団体主催コーチング講演・講習会

都道府県連・各地域・団体より申請があった場合、地元・近隣講師で開催を行う。

4 広 報

- (1) 『会報少林寺拳法』にて、本コース常設コーナーを設置する。

本コースの活動状況に紹介、講師、参加者の声を掲載する。

- (2) 一般財団法人少林寺拳法連盟ホームページに、コーチングコーナーを設置する。

	項 目	内 容
1	コーチング指導者育成コース	コーチングコースの案内
2	地域・団体主催コーチング講演・講習	講師派遣案内
3	コーチング指導者育成コース公認講師	都道府県別、講師の紹介
4	コーチング関連のニュース掲載	各地域開催のコーチング講習会の様子など

5 教 材

- (1) コーチングコースの製本
- (2) 指導者用のコーチング冊子の製作

【4】ガバナンスの確保

当法人におけるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化を図る。

当法人が策定したガバナンスコードに則り、高いレベルでのガバナンスを確保し、組織運営の透明性と信頼性を高める。

当法人の活動における阻害要因となるトラブル等を未然に防止し、また発生した危機に対して、最小限の被害で抑えることを目指す。

各研修会、講習会において、現在の社会常識、指導者の在り方などを踏まえた内容、危機管理プログラムを導入し、その徹底を図る。

各都道府県連盟・各連盟・各支部に対して、職員派遣等を通じてガバナンス確保とコンプライアンス強化を推進する。

2024年度からの3か年計画によるコンプライアンス研修の最終年度として、全加盟連盟の研修を完了させるとともに、第2次コンプライアンス研修内容を整理し、2027年度からの実施に向けた準備を行う。

【5】日中交流（及び国際交流）事業

少林寺拳法グループが日中国交正常化以来半世紀以上に亘り継続してきた日中交流事業を時事に応じて活動を継続する。

【6】理事会

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 期 日 | 年2回及び会長が必要と認めたとき |
| 2 | 対 象 | 理事 |
| 3 | 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他 |

【7】評議員会

- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| 1 | 期 日 | 事業年度終了後3ヶ月以内に開催する他、必要がある場合開催 |
| 2 | 対 象 | 評議員 |
| 3 | 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他 |

【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議（都道府県教区合同会議）

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2026年 4月18日（土）集合型 |
| 2 | 目 的 | 「会長の意思、組織の決定事項等の伝達、各連盟間の意思疎通、情報交換の場」「各連盟からの意見・情報収集の場」とした会議とする。 |
| 3 | 対 象 | 理事、都道府県連盟・各連盟理事長、事務局長 |
| 4 | 内 容 | (1) 議題審議
(2) 連絡・報告事項
(3) その他 |

【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

- 1 各種研修会、講習会、合宿における VALUE-LEVEL-UP の講義
- 2 都道府県連盟・各連盟における勉強会の開催支援

【10】事業課活動の拡充

- 1 大会及び各種行事等における物品販売や委託販売の促進
- 2 新商品グッズの作成